



社 労 連 第 2 1 号  
平成 2 4 年 1 月 2 3 日

日本行政書士会連合会  
会 長 北 山 孝 次 殿

全国社会保険労務士会連合会  
会 長 金 田 修



常時 1 0 人以上の労働者を使用する使用者以外の  
使用者からの依頼に基づく就業規則の作成について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

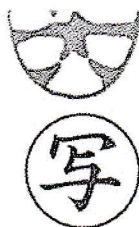
平素は当連合会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、貴職より発出されております平成 2 2 年 7 月 1 4 日付日行連発第 4 4 6 号「就業規則の作成業務について（回答）」の内容について、昨今、複数の都道府県社会保険労務士会より当連合会へ疑義照会がございます。

当連合会では、従来、常時 1 0 人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者からの依頼に基づく就業規則の作成は、社会保険労務士法（以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する業務に該当することから、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が他人の求めに応じ報酬を得て、業として行うことは、法第 2 7 条の規定に抵触すると解釈しており、今般改めて別添 1 のとおり当職より厚生労働省労働基準局監督課長あて照会し、別添 2 のとおり同課長より本見解のとおりである旨の回答を得ております。

つきましては、貴職におかれましては、貴会会員に業務範囲に対する誤認が生じることのないよう、周知及び指導を賜りますようお願い申し上げます。

謹白



別添 1

社労連第 559 号  
平成 23 年 12 月 8 日

厚生労働省労働基準局監督課  
課長 達谷窟 庸野 殿

全国社会保険労務士会連合会  
会長 金田 修



常時 10 人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者からの依頼に基づく就業規則の作成が社会保険労務士法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する業務に該当するかについて（照会）

平素は当連合会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、当連合会は、下記の通りと思料いたしているところですが、この見解につきましての貴省のご意見をご教示くださいますようお願い申し上げます。

## 記

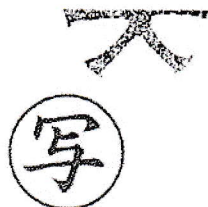
常時 10 人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者の作成する就業規則については、労働基準法第 91 条、92 条、93 条の適用を受け、作成した就業規則については労働基準法第 106 条の規定に基づき備え付け等による周知義務が課されている書類であると解される。

よって、常時 10 人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者からの依頼に基づく就業規則の作成は、社会保険労務士法（以下、「法」という。）別表第 1 に掲げる労働社会保険諸法令たる労働基準法に基づく帳簿書類の作成であり、法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する業務に該当することから、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が他人の求めに応じ報酬を得て、業として行うことは、法第 27 条の規定に抵触すると思料される。

以上

【参考：社会保険労務士法（一部抜粋）】

- ・ 第 2 条第 1 項第 2 号（社会保険労務士の業務）：労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類を作成すること。
- ・ 第 27 条（業務の制限）：社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第 2 条第 1 項第 1 号から第 2 号までに掲げる事務を業としておこなってはならない。



基監発 1 2 2 1 第 1 号  
平成 2 3 年 1 2 月 2 1 日

全国社会保険労務士会連合会  
会 長 金 田 修 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

常時 1 0 人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者からの  
依頼に基づく就業規則の作成が社会保険労務士法第 2 条第 1 項  
第 2 号に規定する業務に該当するかについて (回答)

平成 2 3 年 1 2 月 8 日付け社労連第 5 5 9 号をもって照会のあった標記の件  
について、下記のとおり回答する。

記

貴見のとおり

日行連発第 615 号  
平成 26 年 9 月 10 日

全国社会保険労務士会連合会  
会長 大西 健造 様

日本行政書士会連合会  
会長 北山 孝次

就業規則の作成業務について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の事業運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 24 年 1 月 23 日付社労連発第 21 号にて、貴会より「常時 10 人以上の労働者を使用する使用者以外の依頼者からの依頼に基づく就業規則の作成について」を発出されておりますが、就業規則の作成業務について、当会としての見解を下記のとおりお示いたします。

記

貴会からの申し入れについては、これを真摯に受け止め、当会の内部に就業規則の作成業務についての研究部署を設置し、また外部の有識者から意見書を頂戴するなど検討を進めてまいりました。

その結果、当会としては別添のとおり、常時使用する労働者が 10 人以上であるか 10 人未満であるかにかかわらず、就業規則の作成について行政書士が排除される理由はないとの結論に至りました。

また、有識者の方々も、結論に至る道筋には若干の違いはあるものの、主として国民の利便性の観点からは、常時使用する労働者が 10 人以上であるか 10 人未満であるかに関わらず、就業規則の作成は行政書士と社会保険労務士の共同独占と考えることが、この問題の解決方法として最も適切であるとのことであり、この点では当会の意見と同一であります。

当会といたしましては、以上の結果を踏まえつつ、この問題の解決へ向けて貴会との協議の機会を設けさせていただければと存じますのでご検討くださいますようお願い申し上げます。

【別紙】

就業規則作成業務に関する社会保険労務士との業際について

敬具

社労連第558号

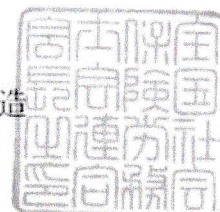
平成26年10月10日

日本行政書士会連合会

会長 北山孝次 殿

全国社会保険労務士会連合会

会長 大西健造



就業規則の作成業務について

今般、貴職から、平成26年9月10日付日行連発第615号「就業規則の作成業務について」をいただきましたが、就業規則の作成業務は社会保険労務士法第2条第1項第1号又は第2号に該当する社会保険労務士の独占業務であり、当会といたしましては、このことについて貴会と協議する余地はありません。

なお、本件に関する業務侵害行為が認められる場合には、厳正に対処させていただきます。